

土地改良事業計画書

1. 目 的

本地区内のかんがい排水を整備することにより農業の振興、農業用水の安定供給と集落及び地域の活性化を図る。

2. 地域、地籍及び現況

(1) 所 在 香川県丸亀市綾歌町地内

(2) 地 積 受益面積 197.0 ha 関係戸数 459 戸

(3) 現 況 当地区は、綾歌町の南東部に位置した、水田地帯であり、水稻が中心の営農であり、地区内の頭首工は、老朽化が進み、漏水が顕著に現れるなど、円滑な取水に支障をきたしている。

3. 一般計画

- ・ 本地区の1戸当たり平均耕作面積は、43アールと零細で土地が分散しているため、生産基盤が未整備である。
- ・ かんがい排水の整備をすることにより、地域農業の振興と生産性向上のため、維持管理の軽減を図る。
- ・ ため池と水田に囲まれた田園地帯であることから、周辺の環境に配慮した整備とする。

4. 主要工事計画

(1) 数 量 1 箇所 起点：綾歌町岡田上909-1地先

終点：綾歌町岡田上909-1地先

(2) 扉体断面 片吸込渦巻ポンプ N=2 基

(3) 構 造 揚水機

5. 付帯工事計画

該当なし

6. 工事の着工及び完了予定期間

着 工 令和8年9月24日

完 了 令和9年2月19日

7. 環境との調和への配慮

本地区における環境との調和への配慮は、自然の生態系を保全しつつ、農地の持つ多面的機能や自然環境を維持するよう整備を進める。

8. 本施設の維持管理

本施設の維持管理については、丸亀市綾歌町土地改良区において管理する。

9. 事業費の総額及び内容

(1) 事業に要する費用

区 分	金 額(千円)	備 考
工 事 費	21,700	
用地買収補償費	-	
測 量 試 験 費	2,300	
工 事 雑 費	0	
事 務 費	-	
計	24,000	10a当りの事業費 12,183 円

(2) 資金計画

区 分	金 額(千円)	備 考
補 助 金	国 補 助 金	-
	県 補 助 金	12,000
	市 町 補 助 金	9,600 事業費の40%
	小 計	21,600
地 元 負 担 金	受益者負担金	2,400
	借 入 金	- 農林漁業資金 利率 償還期間 賦課基準
	小 計	2,400
計	24,000	

10. 事業効果

区 分	金 額(千円)
作 物 生 産 効 果	5,112
維持管理節減効果	181
走行費用節減効果	0
そ の 他	0
年 総 増 加 額 計	5,293
廃 用 損 失 額	-

n : 8 総合耐用年数
 T : 1 事業着手から効果発生年数
 i : 0.04 割引率
 資本還元率 : $i(1+i)^n / (1+i)^n - 1$
 建設利息率 : $0.1 \times 0.4 \times 0.065 \times T$
 農家負担率 : 0.1

$$\begin{aligned}
 \text{妥当投資額} &= \text{年総増加額計} \div [\text{資本還元率} \times (1 + \text{建設利息率})] - \text{廃用損失額} \\
 &= 5,293 \div [0.1485 \times (1 + 0.0026)] - 0 \\
 &= 35,547
 \end{aligned}$$

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費} = 35,547 \div 24,000 = 1.48$$

※投資効率は基準値は1.00以上とする。

11. 計画図

(1) 位置図

別紙のとおり

(2) 平面図

別紙のとおり(写真参照)

(3) 標準断面図

別紙のとおり

土地改良事業施行事由書

本地区の1戸当たり平均耕作面積は、43アールと零細で土地が分散しているため、生産基盤が未整備である。

また、地区内の揚水施設は、老朽化が進み、用水の円滑な配水に支障をきたすとともに、維持管理に多大な労力を要している。

そこで、本施設を改修整備することにより地域農業の振興、生産性の向上・維持管理の軽減及び地域の活性化を図る。

打越地区 位置図

1:2,500



機械揚水 N=2基



908-8
用惠水路
28.00

901-1
田
287.00

517-12
用惠水路
516-14 157.00
公衆用道路
133.00

地区名

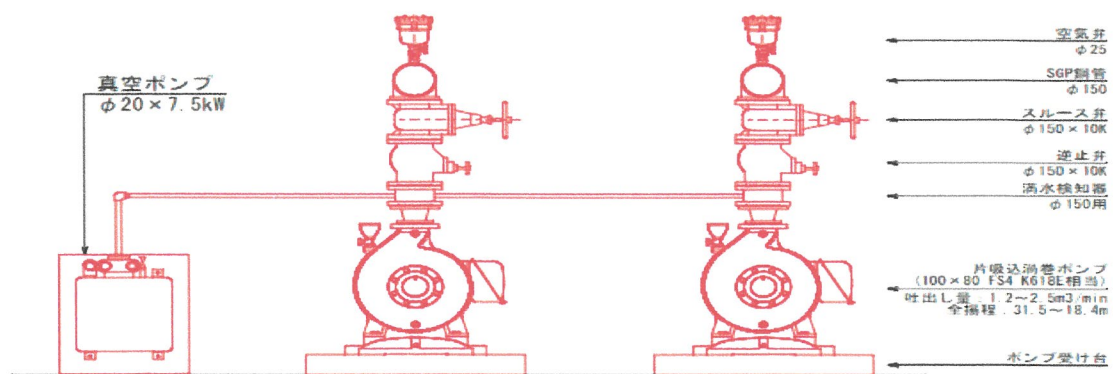
打越

申請状況写真



標準断面図

屋内自立型制御盤新設



丸亀市綾歌町土地改良区定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、「丸亀市綾歌町土地改良区」という。

2 この土地改良区の認可番号は、香川第288号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

町村名	大字	地 域
丸亀市綾歌町	岡田上 岡田下 岡田東 岡田西 栗熊東 栗熊西 富熊	一円の田、畑

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- 一 地区全域のため池及びこれに伴うかんがい用排水施設の新設改良と管理
- 二 綾川、大束川、猫谷川、土器川その他諸川及び香川用水から引水するかんがい用水、頭首工、用排水路施設の新設改良及び維持管理
- 三 地区全域にわたる農道の新設改良及び維持管理
- 四 機械揚水、出水に伴う施設の新設改良及び管理
- 五 地区全域の区画整理及び暗渠排水施設の新設改良の管理
- 六 前各号施設の災害による復旧事業
- 七 県営事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

2 この土地改良区は、第1項第1号、第2号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

3 この土地改良区は、第1項各号の事業実施に伴い、多面的機能支払に係る広報活動組織に参画する場合にあって、当該活動組織からその事務を委託される場合は、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、丸亀市綾歌町栗熊西1638番地に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は、35人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった

日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

（書面又は代理人による議決）

第14条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければならない。

3 総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

（議決方法の特例等）

第15条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第16条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

（議 長）

第17条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

（総 会）

第18条 第13条から前条までの規定は、総会について準用する。

第3章 役 員

（役員の定数）

第19条 この土地改良区の役員定数は、理事15人、員外理事3人及び監事4人とする。

2 前項の監事定数のうち、1人は法第18条第7項各号の全てに該当する者とする。

（役員の選挙）

第20条 役員は、総代が総代会において選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、役員の選挙に関し必要な事項は、附属書役員選挙規程で定める。

（理事長）

第21条 理事は、理事長1人を互選するものとする。

第22条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第23条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第24条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第25条 役員の任期は4年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第26条 理事又は監事がその被選挙権を失ったとき又はその所属する被選挙区を異動したときは、その職を失う。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第27条 第4条第1項各号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品(事項に規定するものを除く。)は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき各区域ごとに地積割に賦課する。

2 第4条第1項第5号の事業のうち区画整理に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、各区域に規約に基づいて定める土地の地積に比例して賦課する。ただし、換地処分公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付基準地積に比例して賦課する。

3 前2項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地域内にある土地の全部につき、地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第28条 この土地改良区は、法第90条の規定に基づき国営土地改良事業の負担金を負担する。

2 前項の負担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき各地域ごとに地積割に賦課する。

第29条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき各地域ごとに地積割に賦課する。

（賦課徴収の方法）

第30条 前3条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

（夫役の実行）

第31条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

（特別徴収金）

第32条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第33条 この土地改良区は、法第90条の2及び第91条の2の規定に基づき、国営土地改良事業及び県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

（督促）

第34条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

（過怠金）

第35条 第27条、第28条、第29条、第32条又は第33条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料10円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑則

（係及び委員会）

第36条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、

理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前2項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第37条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、10aにつき金500円の範囲内において総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第38条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第35条の規定を準用する。

(基本財産)

第39条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第40条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第41条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(電磁的方法)

第42条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規程の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存または縦覧を行う書面については、規程の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委 任)

第43条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則（令和2年3月19日の総代会で議決）

1、この定款は認可の日（令和2年4月20日）から施行する。

2、土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）の経過措置を準用する。

附 則（令和3年12月23日の総代会で議決）

1、この定款は認可の日（県知事認可の日）から施行する。

附 則（令和6年3月16日総代会で議決）

1. この定款は令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日改定）

1. この定款は、法30条第2項の規定による認可のあった日から施行する。
2. 第19条に規定する員外理事について最初に選挙される員外理事の任期は、第25条第1項の規定にかかわらず、現任役員の任期満了の日までとする。

附 則（令和7年12月15日 改定認可）

1. この定款は認可の日から施行し、次回選挙から適用する。

附 則（令和8年3月14日 総代会議決）

1. この定款は、法30条第2項の規定による認可のあった日から施行する。